

徳島歯科学院専門学校教職員研修規程

（目的）

第1条 この規程は徳島歯科学院専門学校（以下、学院）に常時勤務する教職員の研修に関する事項を定めることを目的とする。

（研修の目的）

第2条 研修は、教職員に対して、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識又は技能等を修得させ、その遂行に必要な教職員の能力及び資質等の向上を図ることを目的とする。

（学院の責務）

第3章 学院は、教職員に対する研修の必要性を理解するとともに、研修計画に基づく研修を実施することにより、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

2 学院は、前項の研修計画を策定し、研修を実施するに当たって、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。

3 学院は、必要と認めるときは、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。

（教職員の責務）

第4条 研修を受ける教職員は、研修を効果的に実施するため、当該研修の実施に当たる機関が定める規則その他の規程に従わなければならない。

（研修の承認）

第5条 受講する研修（講習会・研修会等）および専任教員については、理事会にて承認を得て決定する。

2 但し、緊急を要する研修で理事会の承認が間に合わない場合、学院長がその研修が受講不可欠であると判断した場合に限り受講可能とする。また、その旨を教務室長あるいは教務主任が理事会にて報告しなければならない。

（研修期間中の労働時間）

第6条 教職員が勤務場所を離れて研修を行う場合には、当該研修に必要な時間勤務したものとみなす。